

佐倉市からの質問・意見

(1) 水道・工業用水事業に係る追加的費用・営業損害について〈項目1〉

水道水の摂取制に対する、市民への周知・問い合わせの対応や時間外勤務については、賠償の対象外となっている。また、「追し出し時間外の超過勤務」のみが賠償の対象となっているが、福島第一原子力発電所の事故に起因して膨大な業務が発生し、勤務時間内・時間外に関わらず対応を強いられていることから、当該事故に対応を強いられた業務については、時間内・時間外問わずに賠償の対象とするべきであると考える。

【質問の背景】

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針においては、「原賠法により原子力事業者が負うべき損害の範囲は、・・・、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない。・・・、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当と判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。・・・」とあり、本件事故と相当因果関係のある損害が賠償範囲と示している。

平成24年3月31日分までの空間放射線量検査に係る超過勤務手当に加え、勤務時間内に対象業務を行っていた押し出し時間外の人工費については損害賠償の対象となっているが、貴社が認める業務内容は限定的なものとなっている。また、押し出し時間外職員対応費の立証方法については対象年度である平成23年度と平成21年度の時間外勤務手当を比較し、対象年度の増が認められることを要件としているが、本来は本件事故に係る対応については、その全てが通常業務外であり事故による追加的費用が発生しているものである。本来事故が発生しなければ必要のない業務であることから、勤務時間の内外を問わず、放射能対策に要した全ての人工費について、損害賠償の対象としていただきたいと考えている。

佐倉市からの質問・意見

(1) 学校給食等に係る検査費用について〈項目5〉

学校給食等に係る検査費用について、平成24年度までを賠償対象とされており、平成25年3月31日分までは賠償対象となっており、一部消耗品費（破損した品物の買い替え分）を除いた額としているが、それ以降の平成25年度も実施しており、現在も継続中である。

検査に係る費用について、期間を限定することなく、また、検査に要した消耗品類等の経費についても損害賠償対象とすべきではないか。

【質問の背景】

平成26年7月に貴社より、給食等に係る検査費用については平成23年度、24年度の2か年を賠償対象とし、25年度分以降は対象としない旨の説明があった。理由として、流通品の安全性は現在の検査体制で担保されており、通常の流通ルート以外のものについては各保健所の検査で対応できている。とのことであった。

しかしながら、学校給食や保育園給食の検査は保護者の関心が高い項目であり、平成24年2月から実施しており、現在も継続中である。検査の実施にあたっては、容器などの消耗品の劣化、破損等による交換が生じるが、平成24年度実施分の賠償請求において、一部認められないものがあった。

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針では「・・・、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当と判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。・・・」とあり、本件事故と相当因果関係と照らせば、検査は食品（食材）が基準値以下の放射性物質濃度であることを確認するために実施するものであり、それに付随して生じる消耗品費等については機械の稼働に伴って当然生じるものとして、賠償対象に含めるべきである。

また、未だに汚染水の漏洩が発生している状況や、各地で出荷制限措置等が取られ、出荷制限の解除がされることなどから、先に述べたように現在も検査を継続している。

当市としては、このような現状を踏まえ、平成25年度以降の検査実施分についても賠償の対象と考えている。

佐倉市からの質問・意見

(2) 空間放射線量の検査費用について〈項目 10〉

空間線量検査費用の賠償期間を平成 23 年 12 月末までとされているが、放射線の影響を受けやすい子どもの集まる施設を中心に、現在も測定を継続している。

空間放射線量測定に要した（要する）消耗品類、機器の維持管理費（修繕費を含む）は、事故が発生しなければ必要のない経費であり、今後も引き続き、測定を行っていくことから、期限を限定することなく賠償対象とすべきではないか。

【質問の背景】

貴社は地方公共団体が実施した空間放射線量測定の賠償期間を平成 23 年 12 月 31 日までに限定することを示し、その根拠については、「平成 23 年 11 月までに航空機『モニタリング』の結果が公表され、かつ 12 月の『放射線モニタリングの見直しについて』（文部科学省平成 23 年 12 月 22 日）にて、急激な放射線の増加が今後は想定されないことが明記されているため、それ以降の検査は、基本的には不安・恐怖の緩和の手段として、必要かつ合理的な範囲にあたらない。」としている。

しかし、居住地の放射線量についての関心をもっている住民に対する不安を緩和するために地方公共団体が実施している空間放射線量測定等とは目的が全く異なることから、航空機モニタリングや国のモニタリング結果で判断する貴社の考えは、実情や地域の背景を無視した対応と言わざるを得ない。

県及び市町村が実施している空間放射線量測定は、国の示すガイドラインに基づいて行っている。また、市民の不安解消のため、市民に線量計の貸し出しを行い、自ら測定することで不安の緩和に努めている。測定の結果、市独自の対策目標値以上の値 ($0.223 \mu\text{Sv}/\text{h}$) が報告された際はガイドラインに基づく措置をとり、隨時、公表している。

空間放射線量の測定は、事故が起きていなければ必要のない経費であることから、空間放射線量測定に要した経費については、期限を定めず賠償の対象とすべきと考えている。

佐倉市からの質問・意見

(3) 除染費用について〈項目12〉

放射性物質汚染対処特措法の対象とならない除染費用について、賠償の対象としていない。

除染については、明らかに原発事故の起因により実施されており、費用については賠償対象とすべきではないか。

【質問の背景】

原発事故により、多くの市民が放射性物質に対し、不安や恐怖、ストレスを感じているなか市民の不安を緩和し、市民の安全・安心の確保のため、当市においては市の対策目標値を $0.223\mu\text{Sv}/\text{h}$ とする『佐倉市放射性物質除染計画』を策定し除染を実施した。

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針第二次追補では、「本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。」と示されている。

除染については、明らかに原発事故の起因により実施されており、事故が発生しなければ必要のない経費であることから、賠償対象とすべきと考える。

佐倉市からの質問・意見

(4) 人件費について〈項目13〉

福島第一原子力発電所の事故に起因して膨大な業務が発生し、時間内、時間外に関わらず対応を強いられており、当市においては平成24年度4月からは放射線対策担当を新たに設置し対応している。

人件費の賠償対象については平成24年3月31日までの押し出し時間外の超過勤務のみとされているが、時間内、時間外を問わず対応していること、それらの対応により行政サービスの低下を招いている所属も発生していることから、通常時間内の人件費、平成24年4月1日以降の人件費についても賠償対象とするよう再検討すべきではないか。

【質問の背景】

平成24年3月31日分までの空間放射線量検査に係る超過勤務手当に加え、勤務時間内に対象業務を行っていた押し出し時間外の人件費については損害賠償の対象となっているが、貴社が認める業務内容は限定的なものとなっている。また、押し出し時間外職員対応費の立証方法については対象年度である平成23年度と平成21年度の時間外勤務手当を比較し、対象年度の増が認められることを要件としているが、本来は本件事故に係る対応については、その全てが通常業務外であり事故による追加的費用が発生しているものである。

当市においては、平成24年4月から放射線対策担当班を新たに新設し、放射線量の低減対策及び放射性物質の測定などの対策に努めているところである。また、空間放射線量等測定のために平成25年4月から雇用しており、その人件費についても賠償すべき損害に値すべきものと考えている。

また、他の部署においても放射線量の測定や除染作業を行っており、本来やるべき業務を時間外に対応しているところである。以上の事から業務内容、勤務時間の内外を問わず、臨時職員賃金も含めた、放射能対策に要した全ての人件費について、損害賠償の対象としていただきたいと考える。